資料１

（案）

向日市公共施設あり方検討会議の公開に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、向日市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、向日市公共施設あり方検討会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針の３に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことがある。

（公開の方法等）

第３条　会議の公開は、会議の長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

２　会議の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

（会議を傍聴できる者）

第４条　公開した会議は、傍聴要領に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

（傍聴の定員）

第５条　傍聴の定員は、１０人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

（傍聴要領）

第６条　傍聴の手続その他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

（会議の開催の公表）

第７条　会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の公表は、広報紙、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

３　第１項の公表は、主に次に掲げる事項について、行うものとする。

(1)　会議の名称
(2)　会議の議題
(3)　会議の開催日時及び場所
(4)　傍聴に関する事項
(5)　問い合わせ先
(6)　その他必要な事項

（資料の閲覧等）

第８条　会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

（会議録の作成等）

第９条　会議録は、発言者の発言内容ごとの要点記録により、速やかに作成する。

２　公開した会議の会議録の写しは、閲覧等に供するものとする。

３　検討の概要等を作成したときは、ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

（事務局）

第１０条　会議の公開に関する事務は、ふるさと創生推進部及び都市整備部において行うものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会議の長が定める。

附　則

この告示は、令和８年１１月９日から施行する。

資料２

（案）

向日市公共施設あり方検討会議傍聴要領

１　趣旨

この要領は、向日市公共施設あり方検討会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

２　傍聴の手続

（１）傍聴の希望者は、会議の開催時刻の１０分前までに、傍聴希望者受付票に氏名及び住所を記入しなければならない。

（２）傍聴の希望者が、定員を超える場合は、受付をした者の中から抽選により決定するものとし、定員を超えない場合は、開催時刻まで先着順で傍聴を認めるものとする。

（３）前号の規定により許可を受けた者には、向日市公共施設あり方検討会議傍聴許可証を交付するものとする。

３　傍聴を許可しない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

（１）凶器等の他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

（２）旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者

（３）酒気を帯びていると認められる者

（４）その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

４　傍聴者の守るべき事項

（１）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（２）騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。

（３）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

（４）他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。

（５）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の許可を得た場合は、この限りでない。

（６）傍聴者は、係員の指示に従うこと。

（７）会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。

（８）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

５　違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たり、この要領に違反したときは、会議の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができるものとする。

６　その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議の長が定める。

附　則

この要領は、令和８年１１月９日から実施する。

向日市公共施設あり方検討会議傍聴希望者受付票

令和　年　月　日開催

受付番号	住　　所	氏　　名	結　　果

Ｎｏ

向日市公共施設あり方検討会議
傍聴許可証

向日市公共施設あり方検討会議

向日市公共施設あり方検討会議を傍聴される方へ

1　傍聴される方は静かに席につき、次の事項を守ってください。

（1）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。

（3）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

（4）他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。

（5）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の許可を得た場合は、この限りでない。

（6）傍聴者は、係員の指示に従うこと。

（7）会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。

（8）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

2　傍聴者が会議を傍聴するに当たり、上記の事項を守っていただけないときは、会議の長は注意し、なお、これに従わないときは、退場とする場合がありますのでご注意ください。

3　次に該当する方は、傍聴できません。

（1）凶器等の他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

（2）旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者

（3）酒気を帯びていると認められる者

（4）その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

資料３

本市における公共施設の現状について

本市における公共施設の現状について

１．公共施設の整備状況

２．市の財政状況

３．市の人口推計

４．現状のまとめ

５．現在整備中・検討中の市内の公共施設

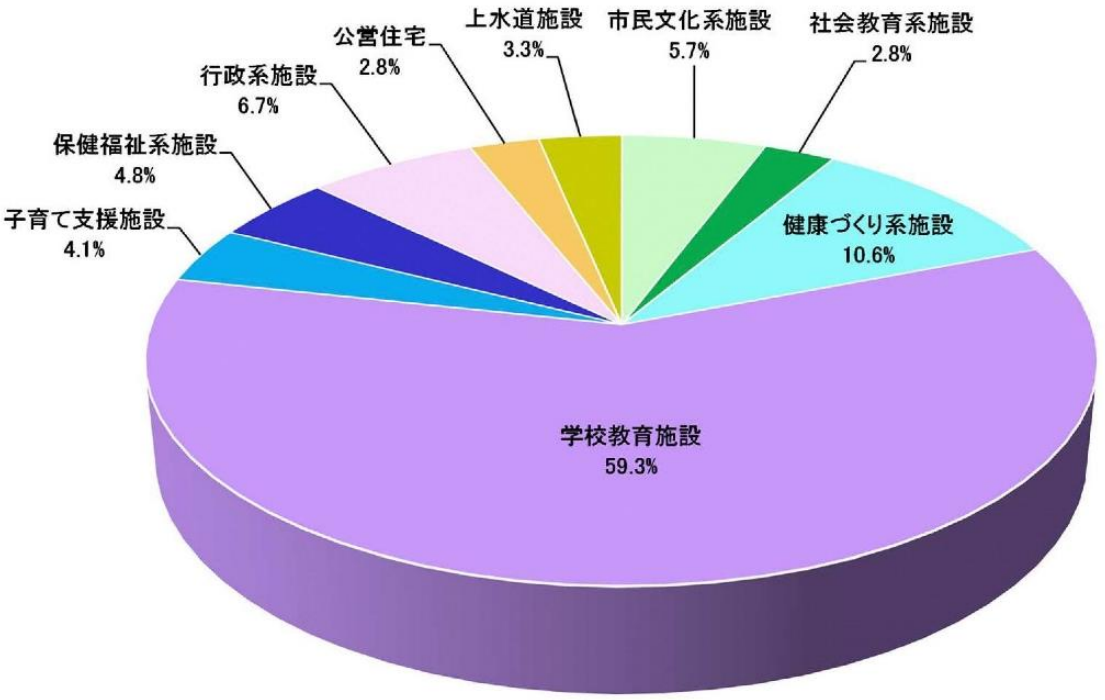
（１）寺戸公民館
（２）市民温水プール
（３）老人福祉センター
（４）第２向陽小学校

1．公共施設の整備状況

◆公共建築物の用途別保有数量（基準日：令和３年３月）

施設の用途		施設数	延床面積(㎡)	割合(%)
1	市民文化系施設	18	6,173 .09	5.7%
2	社会教育系施設	3	3,052 .18	2.8%
3	健康づくり系施設	3	11,426 .90	10.6%
4	学校教育系施設	9	64,085 .00	59.3%
5	子育て支援施設	3	4,381 .68	4.1%
6	保健福祉系施設	3	5,176 .66	4.8%
7	行政系施設	11	7,279 .39	6.7%
8	公営住宅	2	2,982 .61	2.8%
9	上水道施設	3	3,524	3.3%
	合　計	55	108,081 .51	100%

◆用途別公共建築物の延床面積割合

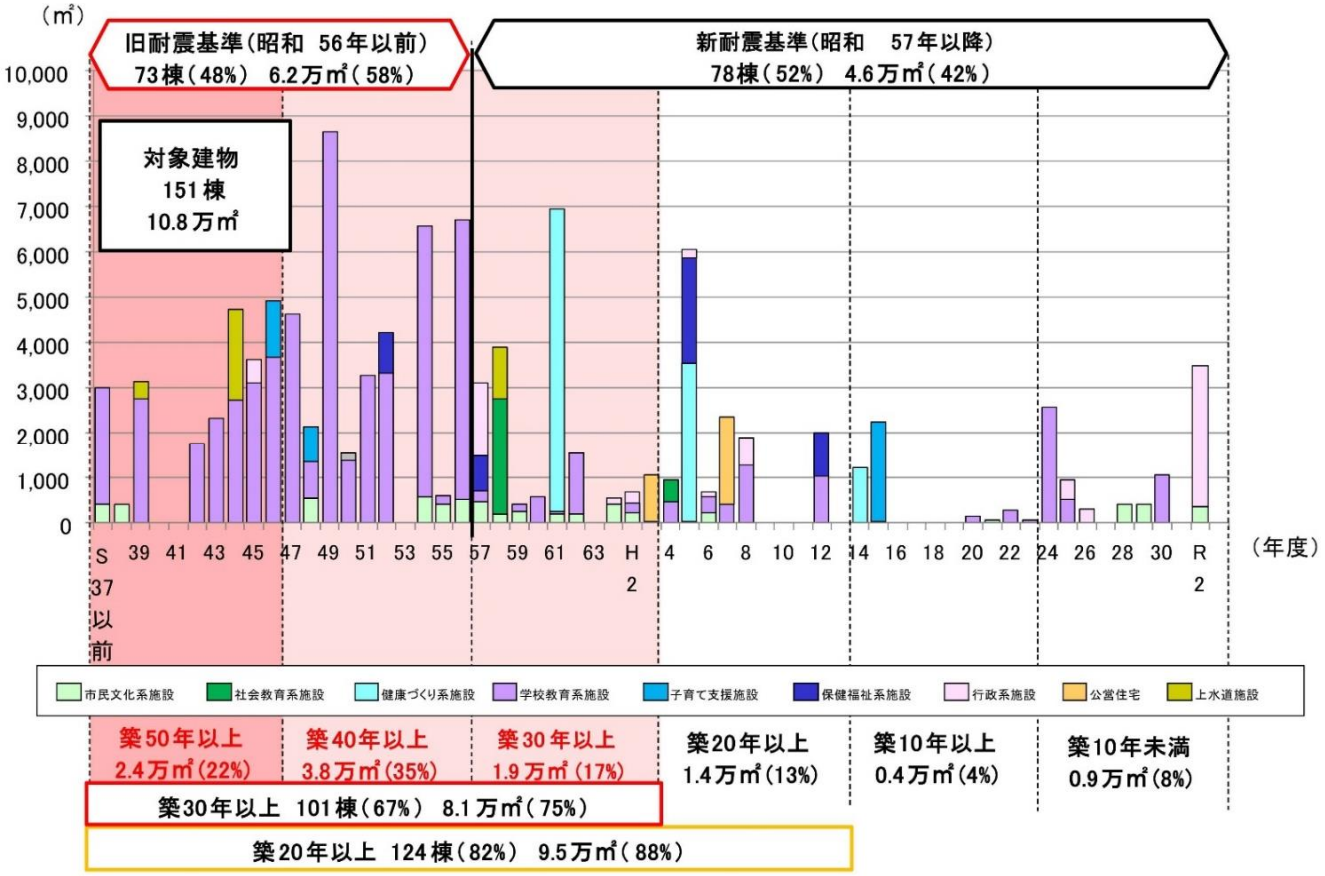


※向日市公共施設等総合管理計画から抜粋

・本市の公共施設の中では、学校教育施設の割合が59.3%と最も大きい（延床面積割合）。

1．公共施設の整備状況

◆築年数別整備状況（基準日：令和３年３月）



※向日市公共施設等総合管理計画から抜粋

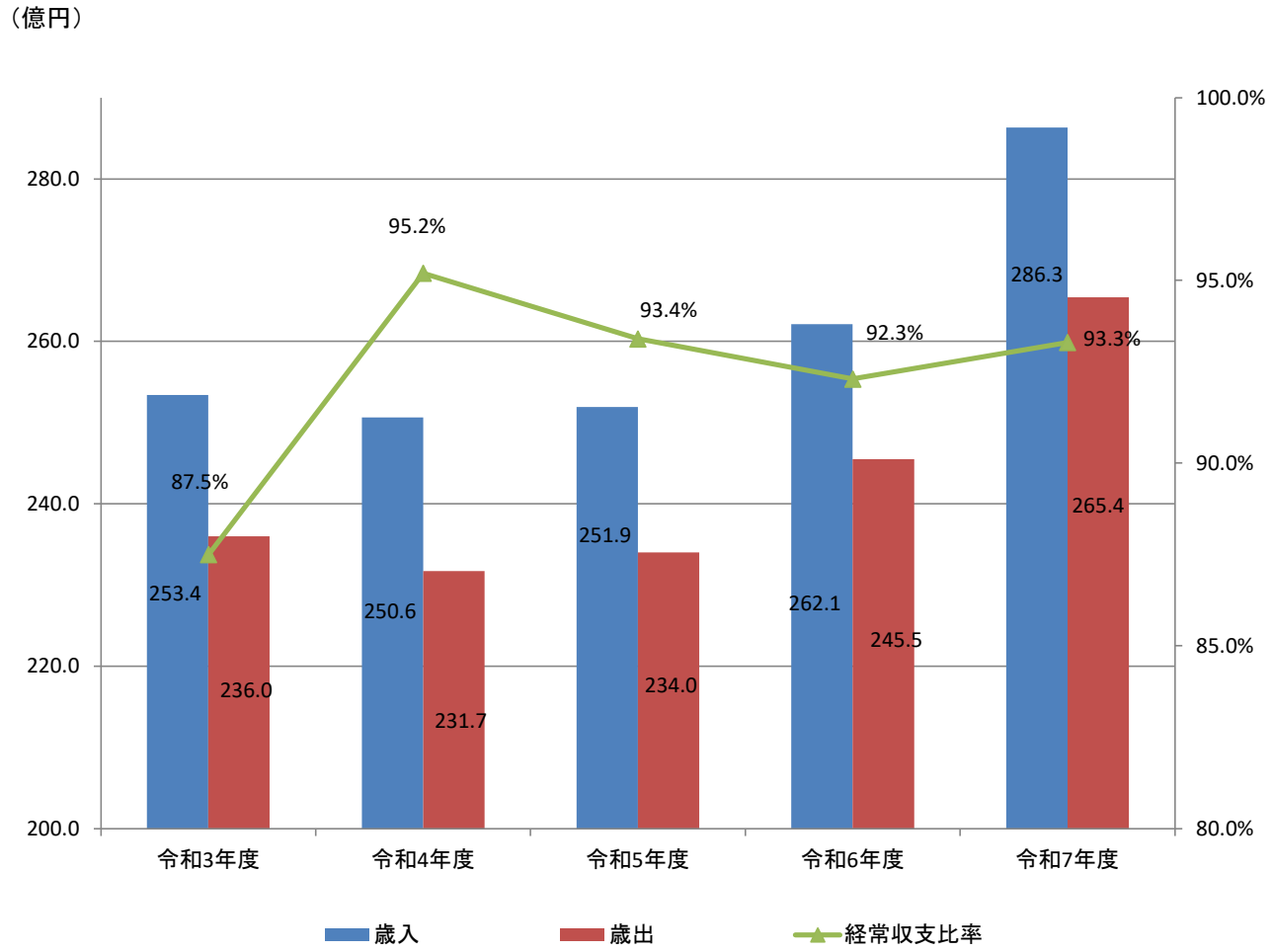
※割合は総延床面積に占める割合

築30年以上	8.1万㎡（75%）
築40年以上	6.2万㎡（58%）
築50年以上	2.4万㎡（22%）

- 旧耐震基準で建てられた施設は、全体の58%。（耐震改修済）
- 全体の22%は、建設から50年以上経過している。

2. 市の財政状況

◆過去５か年の歳入と歳出の比較



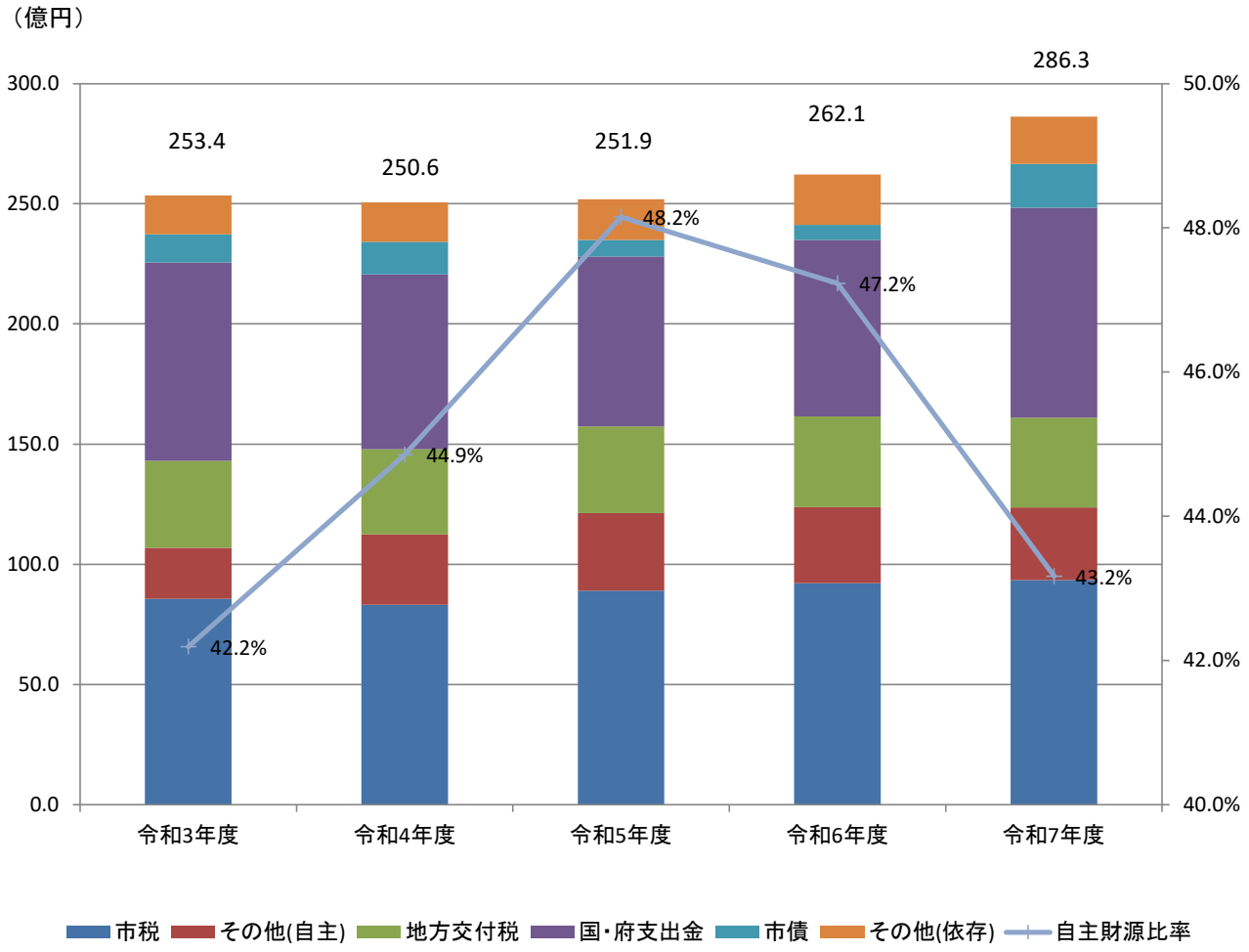
- 過去５年間の歳入歳出の差引額は、各年度とも16億円以上。令和７年度では20.9億円となった。
- 一方で、経常収支比率は、令和７年度は93.3%となっており、財政が硬直化している状況にある。

経常収支比率

毎年経常的に入る収入に対して、
毎年経常的に支払う支出の占める割合。
この割合が高いということは、
施設の建替などの投資的経費に充当できる
財源が少ないことを示す。

2. 市の財政状況

◆歳入の推移



令和3年度→令和７年度の変化

自主財源
市税等の自治体が自主的に収入できる財源

106.9億円　→　123.6億円（＋15.6%）

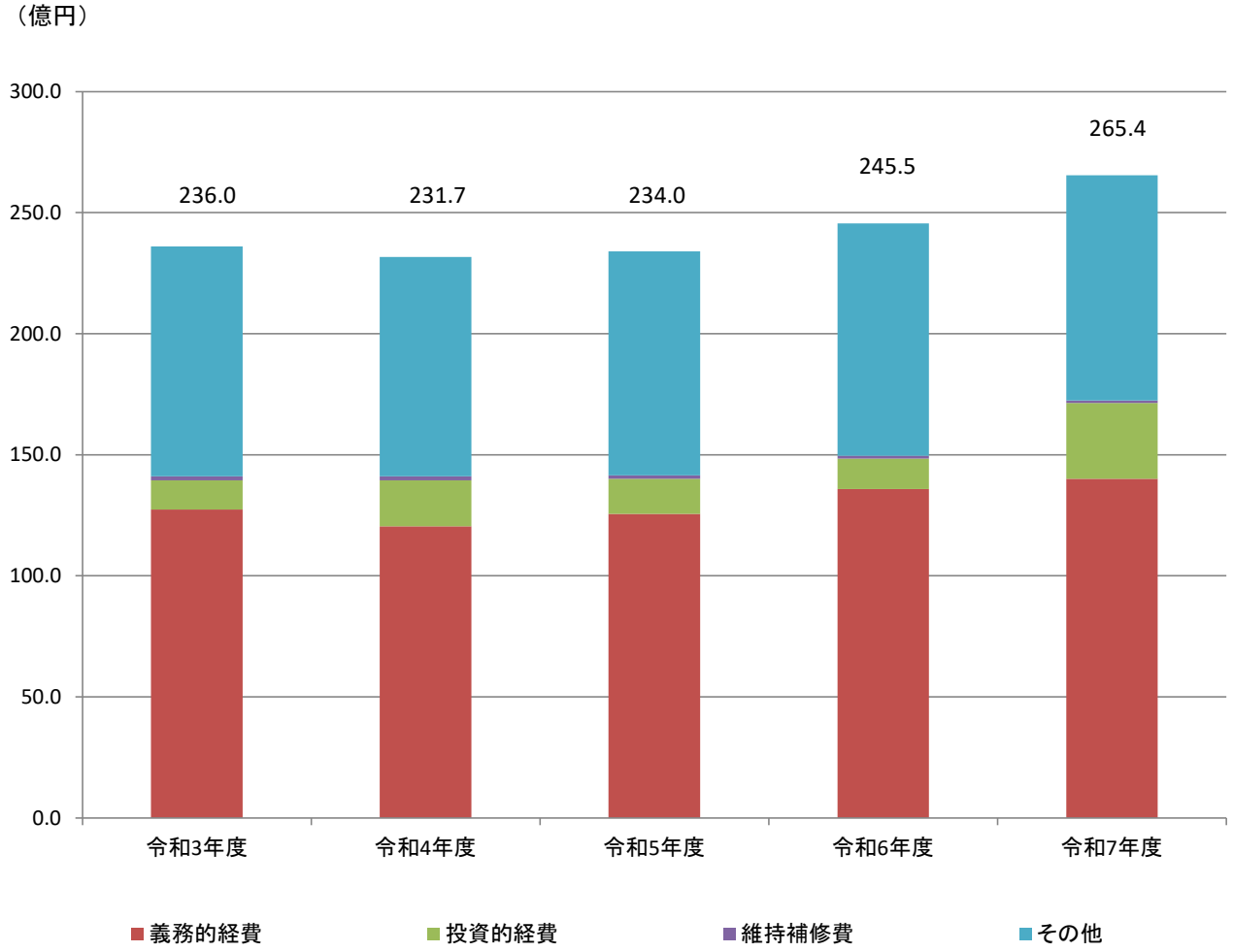
依存財源
地方交付税や国・府支出金など、国や府の決定により交付される財源

146.5億円　→　162.7億円（＋11.1%）

- 自主財源、依存財源ともに増加傾向。
- 国・府支出金は使途が限定されているため、自由に使える財源は限られている。
- 自主財源比率は、年度間の変動が大きいが、過去５年平均で45.1%。

2. 市の財政状況

◆歳出の推移



令和3年度→令和７年度の変化

義務的経費
人件費や扶助費、地方債償還金など、自治体が任意に削減できない固定的な経費

127.4億円　→　140.1億円（＋10.0%）

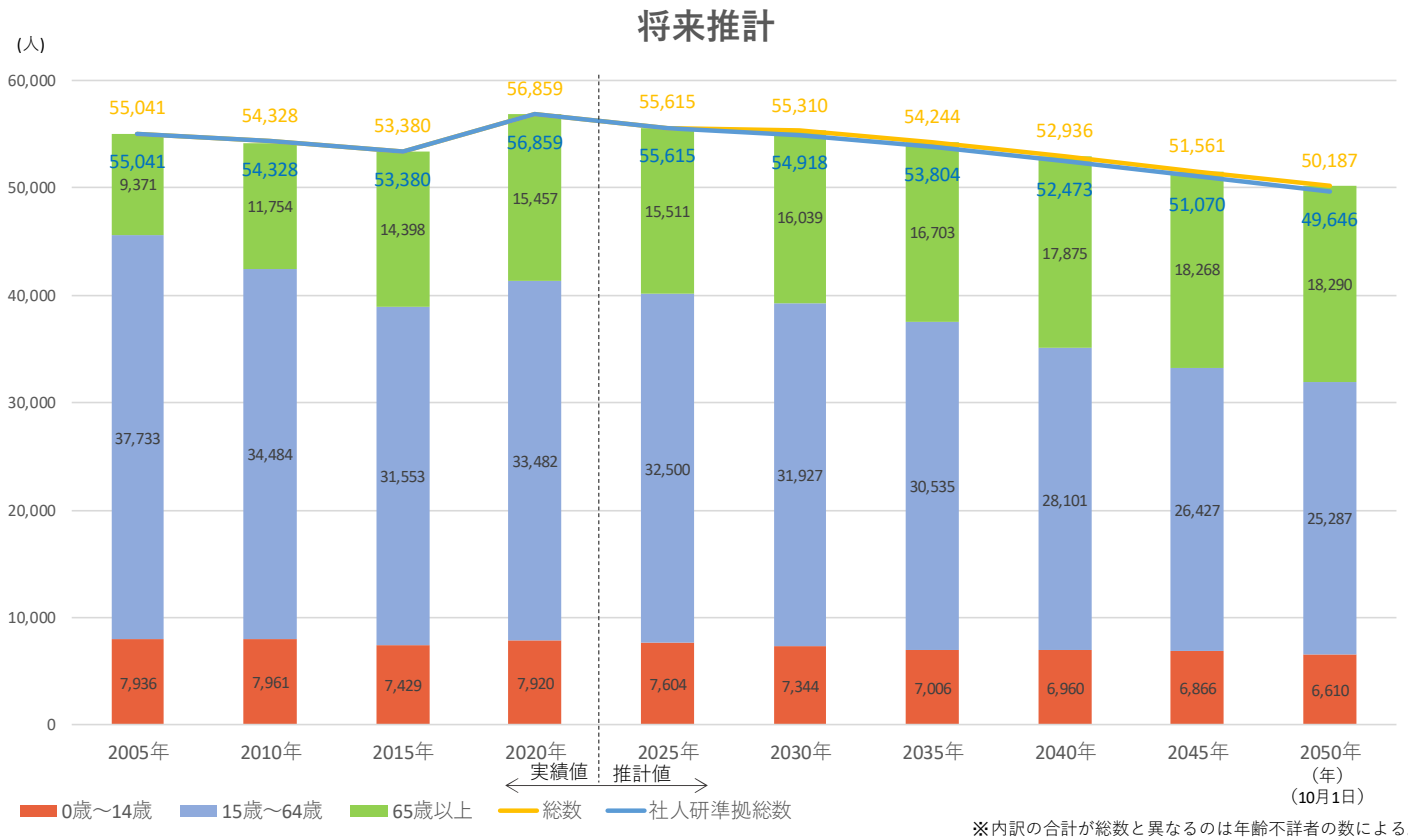
投資的経費
道路の整備や施設の建設など、社会資本の整備に要する経費

12.0億円　→　31.3億円（＋160.8%）

- 義務的経費は増加傾向にあるが、概ね歳出全体の50%程度で推移。
- 投資的経費は令和３年度と比較すると大きく増加しているが、年度間の変動が大きい。

3．市の人口推計

◆向日市人口将来推計（2050年まで）



※内訳の合計が総数と異なるのは年齢不詳者の数による。

参考：第3次ふるさと向日市創生計画人口推計、国立社会保障・人口問題研究所推計

2020年→2050年の人口推移

総人口

人数：56,859人 → 50,187人（−11.7%）

老年人口（65歳以上）

人数：15,457人 → 18,290人（+18.3%）
割合：　27.2% →　36.4%

生産年齢人口（15～64歳）

人数：33,482人 → 25,287人（−24.5%）
割合：　58.9% →　50.4%

年少人口（0～14歳）

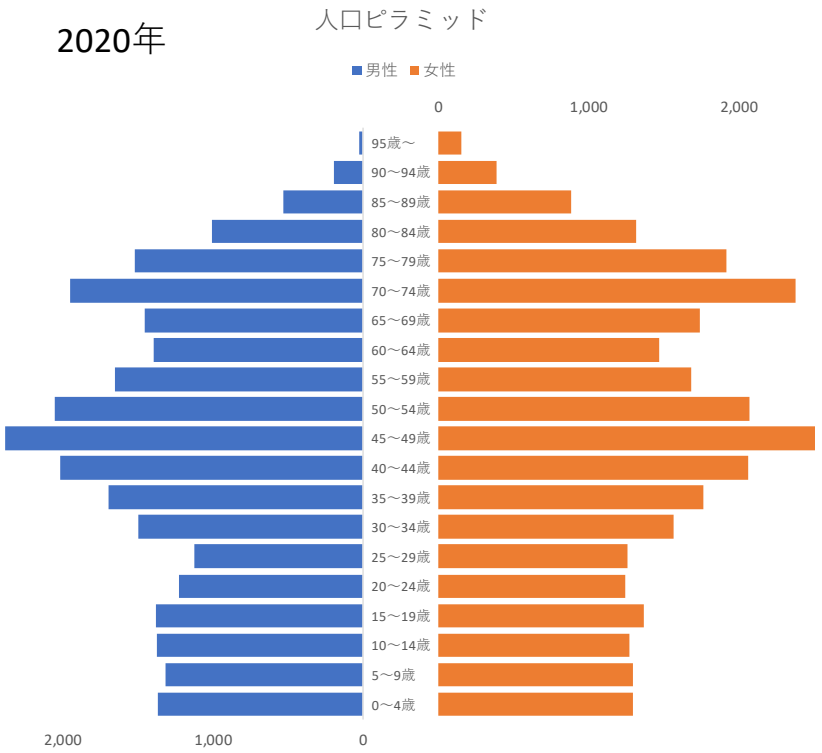
人数：7,920人 → 6,610人（−16.5%）
割合：　13.9% →　13.2%

- 総人口は、緩やかに減少傾向。
- 他が全て減少傾向の中、老年人口は増加。2050年には3人に1人以上が65歳以上になる見込み。

3．市の人口推計

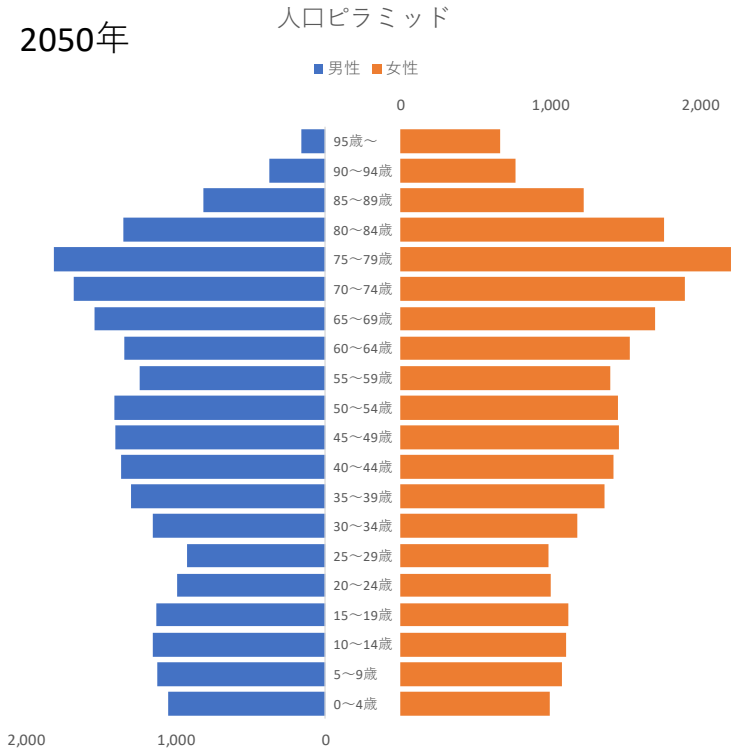
参考　人口ピラミッド（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）

2020年



老年人口（65歳以上）：15,457人（27.18%）
生産年齢人口（15歳～64歳）：33,482人（58.89%）
年少人口（0歳～14歳）：7,920人（13.93%）
総人口：56,859人

2050年



老年人口（65歳以上）：17,966人（36.19%）
生産年齢人口（15歳～64歳）：25,179人（50.72%）
年少人口（0歳～14歳）：6,501人（13.09%）
総人口：49,646人

・生産年齢人口の山がなくなり、上部の老年人口の割合が増加していくと見込まれる。

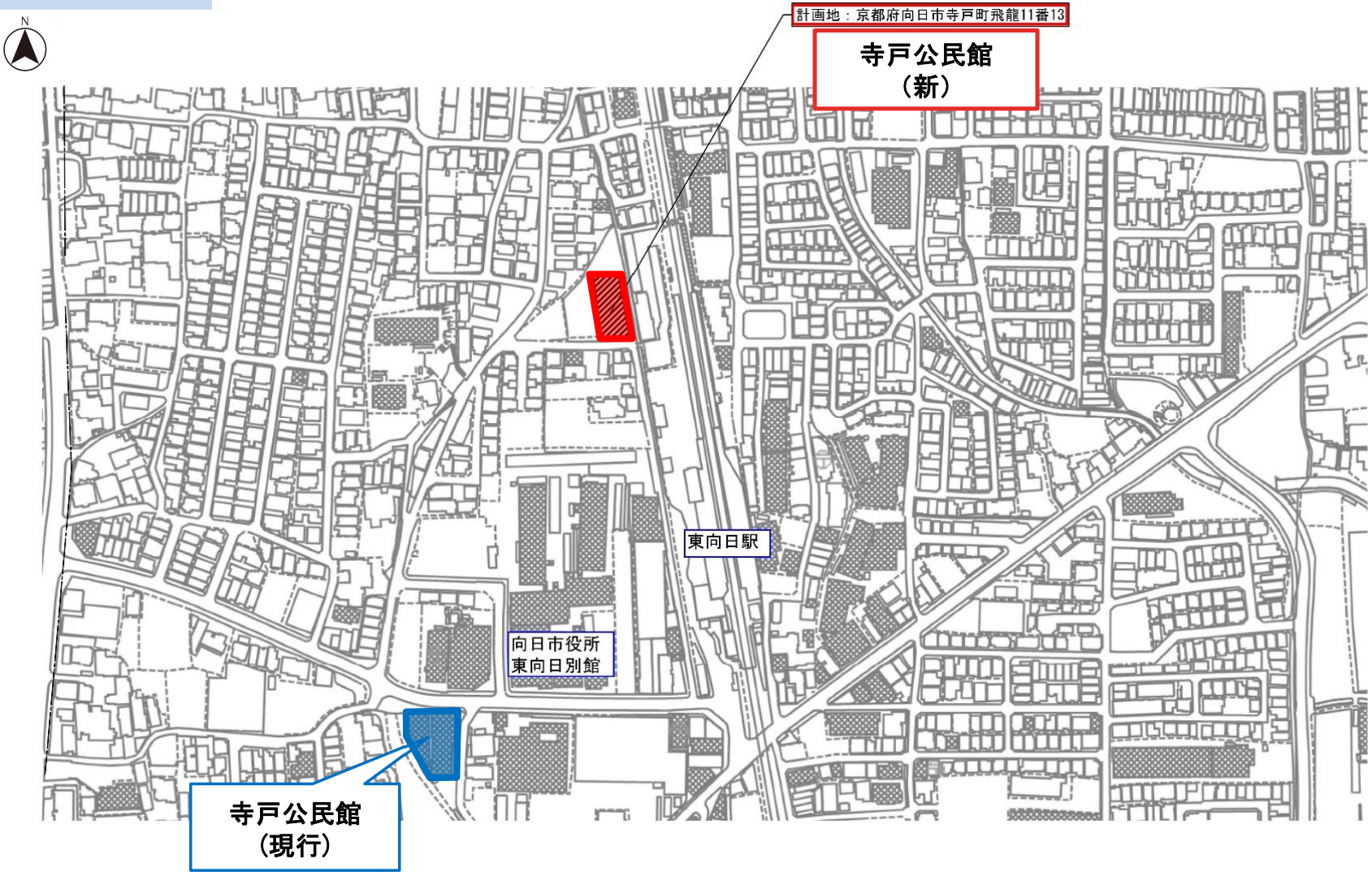
４．現状のまとめ

- 築30年以上の施設が全体の75%を占め、今後10～20年で建替等の対策が必要になる。
- 経常収支比率は高い水準で推移しており、施設の建替等の投資的経費に充当できる財源は限られている。
- 人口は今後減少する見込み。生産年齢人口・年少人口が減少する一方で、65歳以上の老年人口が増加し、高齢化が進行する。

施設の老朽化に対応していくためには、限られた財源等の状況を踏まえて様々な視点で施設のあり方を検討していかなければならない。

5. 現在整備中・検討中の市内の公共施設

（1）寺戸公民館



５．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（１）寺戸公民館

◆寺戸公民館（現行）の概要◆

施設名	寺戸公民館
設置年	昭和５７年４月１日開館 （令和８年度で設置から４４年経過）
施設の種類	生涯学習施設
根拠法	社会教育法第２１条
設置義務の有無	なし
利用者	向日市民
利用料	無料
施設概要	事務室、倉庫 大会議室、中会議室、第１小会議室、 第２小会議室、料理実習室、和室

◆寺戸公民館（新）の概要◆

施設名	寺戸公民館
設置年	令和９年４月１日開館予定
施設の種類	生涯学習施設
根拠法	社会教育法第２１条
設置義務の有無	なし
利用者	向日市民
利用料	無料
施設概要	事務室、カフェスペース、授乳室、倉庫 第１会議室、第２会議室、第３会議室、 第４会議室、第５会議室、第６会議室

５．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（１）寺戸公民館

◆現行の寺戸公民館の状況



バリアフリー未整備による段差



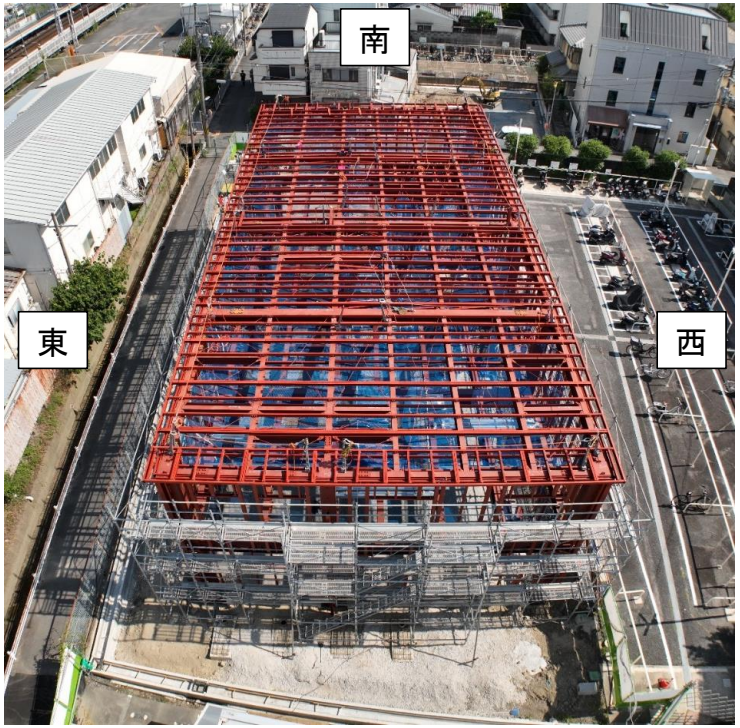
壁面の損傷、経年劣化等

５．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（１）寺戸公民館

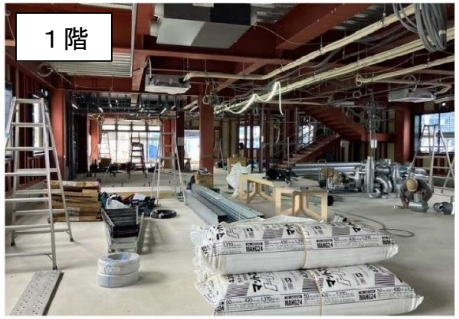
◆新寺戸公民館（建設中）

（工事中外観）



（令和８年７月撮影）

（工事中内部）





（令和８年９月撮影）

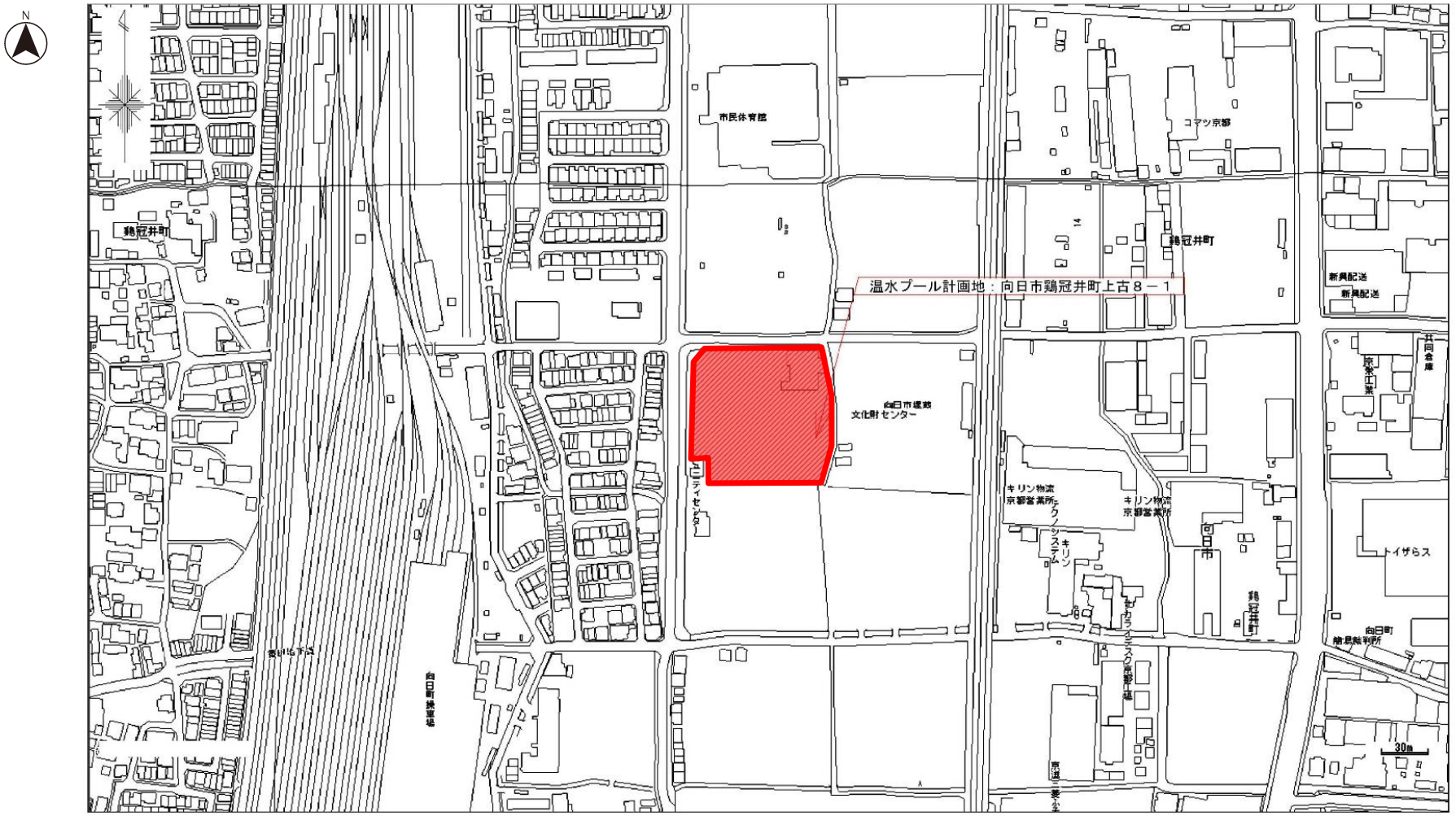
現在の建設状況（令和８年10月13日撮影）





5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（2）市民温水プール



５．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（２）市民温水プール

◆向日市民温水プール概要◆

向日市民温水プールは、旧施設を令和７年度に解体し、新施設の整備を現在進めています。

施設名	新向日市民温水プール（名称未定）
施設の種類	プール
設置義務の有無	なし
施設概要	温水プール（２５ｍプール、幼児用プール） 学校水泳授業を受入予定

5. 現在整備中・検討中の市内の公共施設

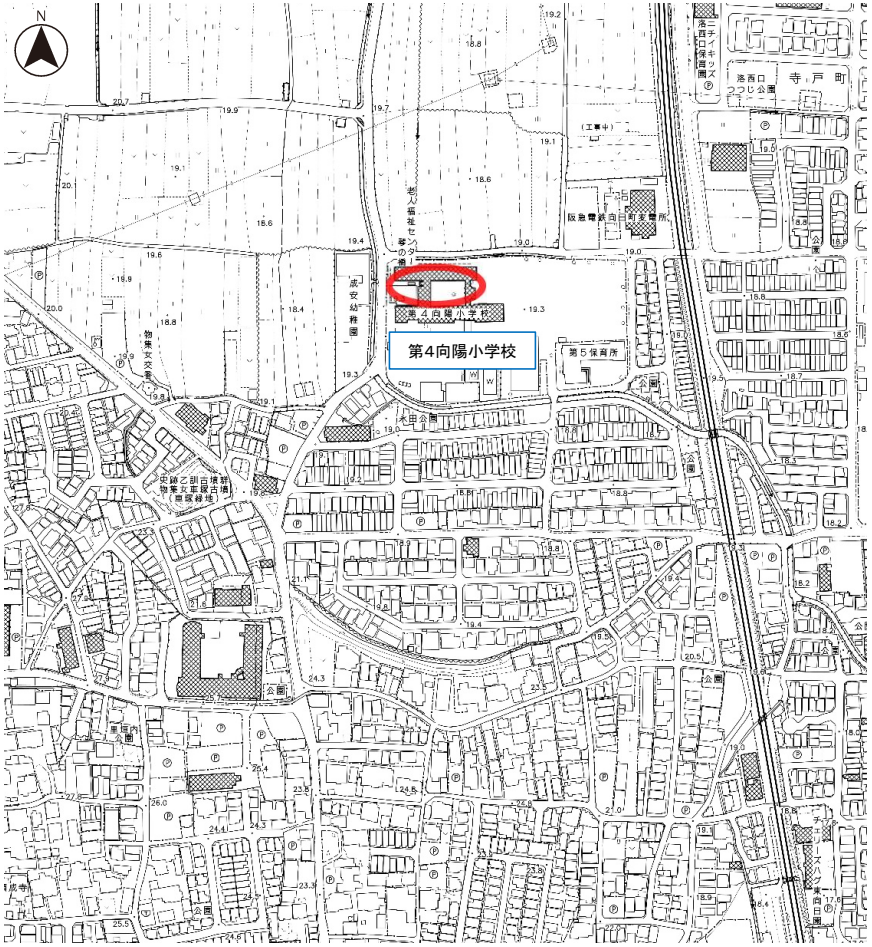
（2）市民温水プール



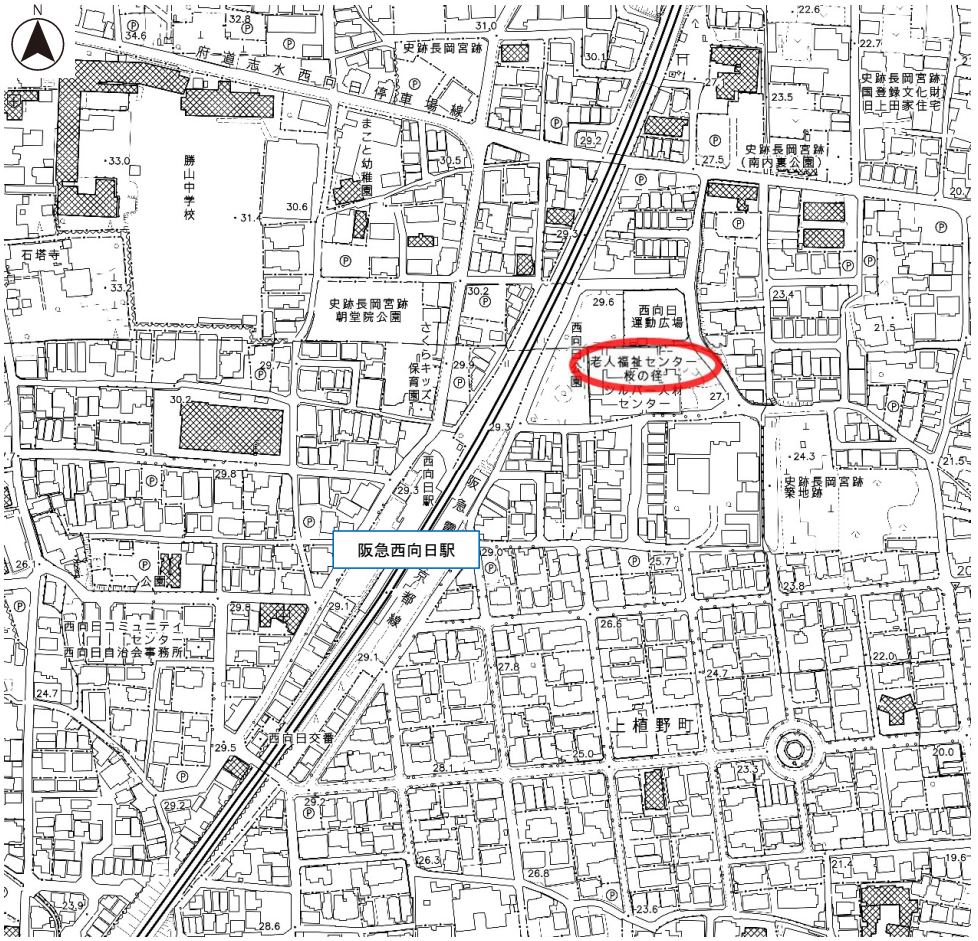
5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（3）老人福祉センター

◆琴の橋



◆桜の径



5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（3）老人福祉センター

◆向日市老人福祉センター 桜の径（さくらみち） 概要◆

老人福祉センターは、60 歳以上の人の健康維持やレクリエーションのために利用していただける施設です。

施設名	老人福祉センター　桜の径
設置年	昭和 53 年設置（令和 8 年度で設置から 48 年経過）
施設の種類	老人福祉施設
根拠法	老人福祉法第 15 条第 5 項
設置義務の有無	なし
利用者	向日市にお住まいの 60 歳以上の人
利用料	無料
施設概要	主にサークル活動で利用するためのスペース（大広間、和室、会議室など） 個人で利用する健康器具スペース 屋外の運動広場や菜園

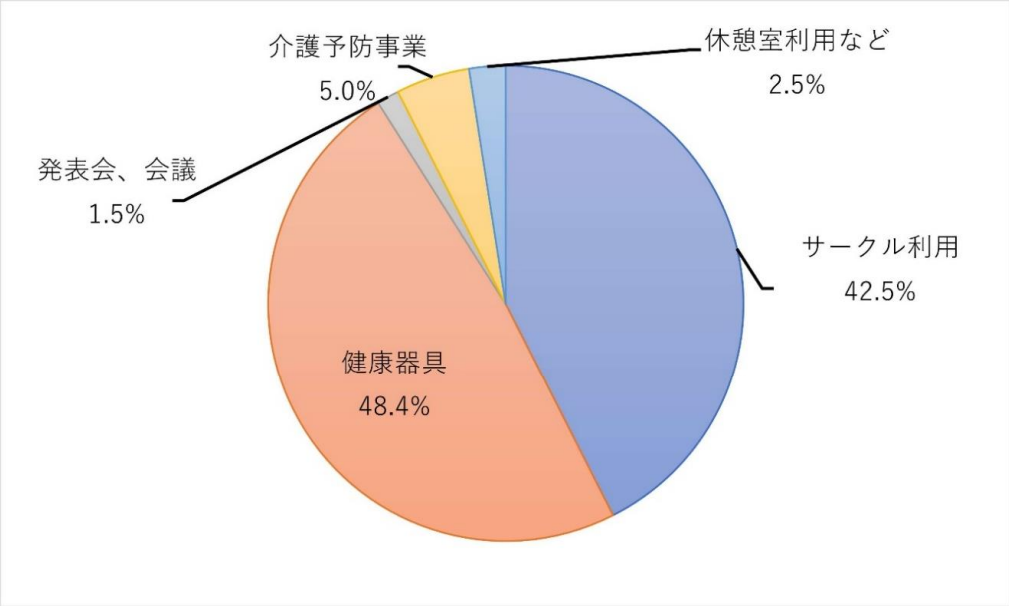
５．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（３）老人福祉センター

◆利用状況（老人福祉センター桜の径）

年間利用者数（のべ）２４，７７５人

＜利用者の内訳＞



＜のべ利用者数の推移＞ （人）

H29年度	30	R元年度	2	3	4	5	6	7
41,572	37,964	33,923	14,544	19,309	19,972	18,402	21,996	24,775

5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（3）老人福祉センター

◆施設老朽化の現状（老人福祉センター桜の径）

主な老朽化箇所

場所名	状況
下水配管 （全体）	コンクリート製の配管に、劣化によるひび割れが発生し、できた隙間に植樹している樹木の根が入り込み、配管を塞いでいる。トイレ内に水が溢れ、使用中止にすることが散発している。
空調設備 （全体）	空調設備用の配管が劣化し、突如破裂する事象が発生している。 さらに、空調配管の金属錆による詰まりが、常態化しており、一部の配管では大雨毎に逆流した水が溢れたり、溢れた冷却水が漏れ出る事象が発生し、空調を停止している。（一部使用を休止中） 空調機本体の経年劣化により、本体からの異音が続いており、臨時停止の可能性を指摘されている。
屋根 （ホール）	入口ホール部分の屋根材質が全体的に経年劣化しており、一部が破損し、亀裂が生じている。
建具 （全体）	施設内の数十箇所ある建具の一部がドアのゆがみや錆のため、開閉できなくなっていたり、施錠すると開けられなくなる状態が頻発している。

５．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（３）老人福祉センター

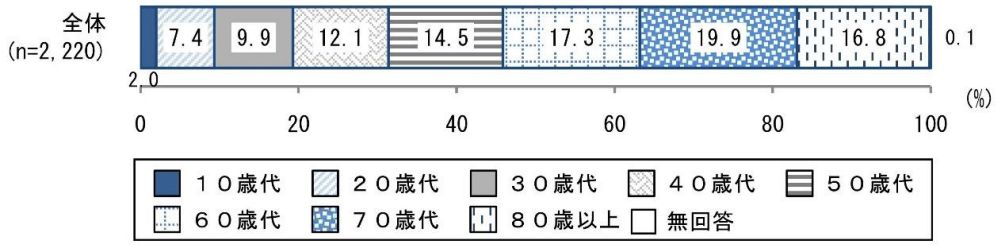
◆老人福祉センターのあり方に関する市民アンケート

老人福祉センターのあり方を検討するため、アンケート調査を実施した。

調査対象　向日市在住の18歳以上の市民5,000人（令和7年8月1日現在）　有効回答数2,220件
調査期間　令和7年9月10日(水)～令和7年9月30日(火)

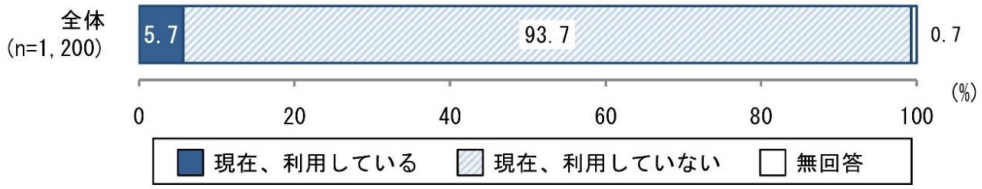
（１）年齢

回答者の年齢は70歳代が19.9%で最も多い。
次いで60歳代が17.3%。80歳以上が16.8%。



（２）利用状況（60歳以上の方）

60歳以上の方で「現在利用している」が5.7%、
「現在利用していない」が93.7%。



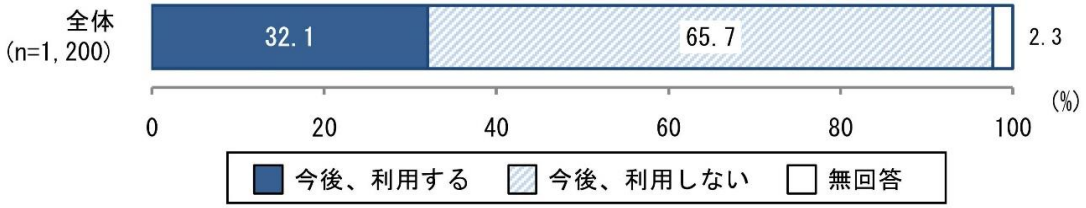
5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（3）老人福祉センター

◆老人福祉センターのあり方に関する市民アンケート

（３）今後の利用意向（60歳以上の方）

「今後、利用する」が32.1%、
「今後、利用しない」が65.7%となった。



（４）60歳以上になったときの施設の利用意向（59歳以下の方）

「利用したい」が50.4%、
「利用しない」が48.1%となった。



5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（3）老人福祉センター

◆老人福祉センターのあり方に関する市民アンケート

（５）施設の今後について

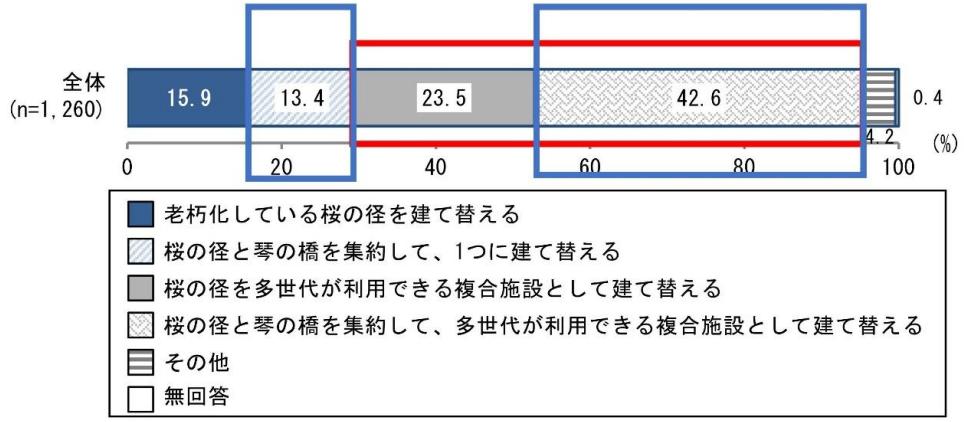
「施設を建て替える」が56.8%と最も多く、
「廃止する」が14.3%、
「大規模な改修を行う」が10.0%。



施設を建て替えると回答した方の意見

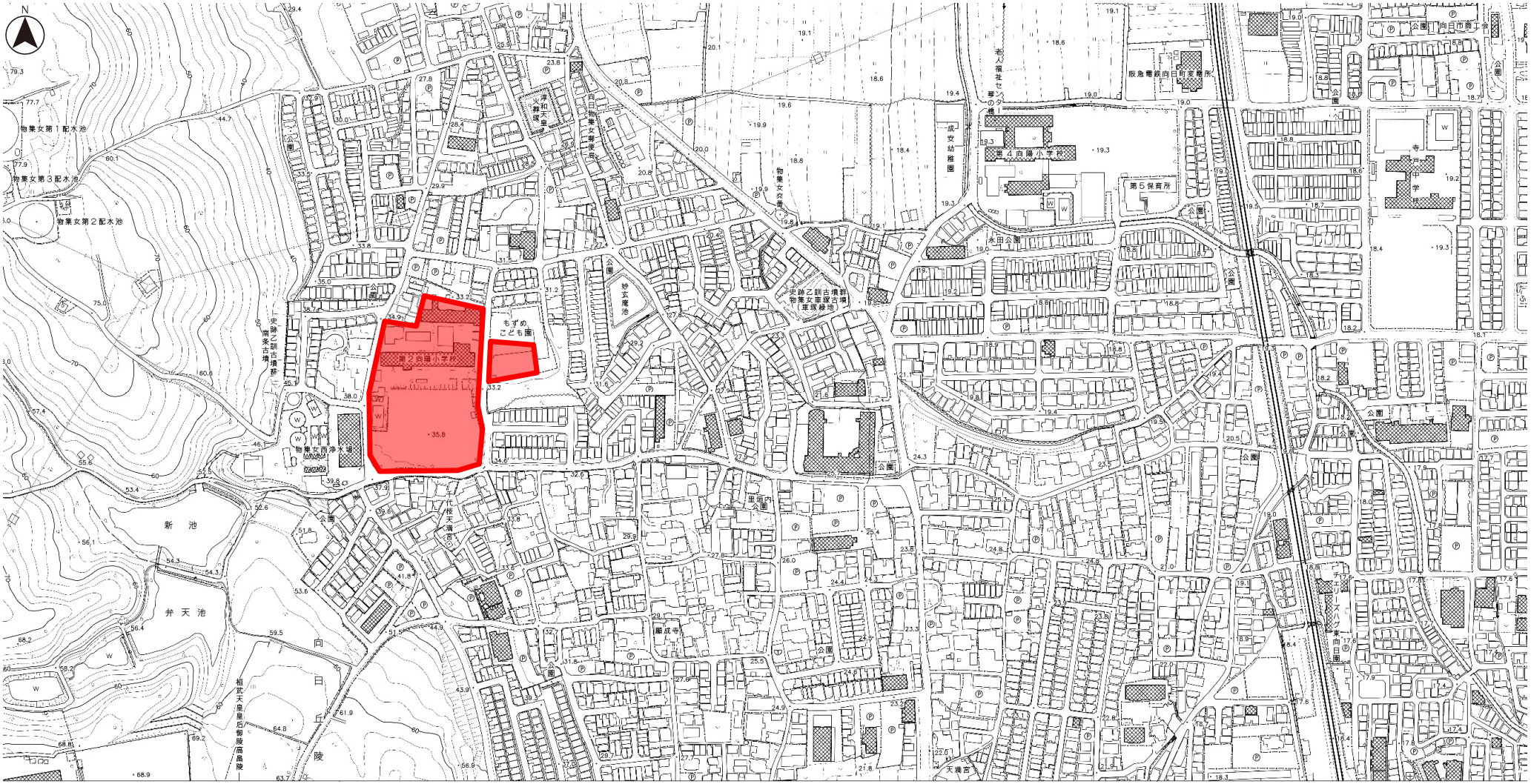
「桜の径と琴の橋を集約して、多世代が利用できる複合施設として建て替える」が42.6%。
「桜の径を多世代が利用できる複合施設として建て替える」が23.5%。
「老朽化している桜の径を建て替える」が15.9%。

赤枠…多世代が利用できる複合施設として建て替える　計66.1%
青枠…桜の径と琴の橋を集約して１つに建て替える　計56.0%



5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（4）第2向陽小学校



5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（4）第2向陽小学校

◆向日市立第２向陽小学校概要◆

施設名	向日市立第２向陽小学校
設置年	主な校舎・体育館は昭和４０年から昭和４５年に建築 （令和８年度で設置から５６年～６１年経過）
施設の種類	小学校施設
根拠法	学校教育法第３８条
設置義務の有無	あり（市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。）
通学区域	物集女町全域 寺戸町里垣内の一部、乾垣内の一部、北前田の一部
児童数	（単位：人）
施設概要	

児童数

１年	２年	３年	４年	５年	６年	総数
78	75	86	102	84	102	527

施設概要

	延床面積	建設年度
南校舎	2,759 ㎡	昭和４０、４１年
北校舎	1,720 ㎡	昭和４２、４４、４５年
給食棟	213 ㎡	平成３年
体育館	767 ㎡	昭和４４年
計	5,459 ㎡	

5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（4）第２向陽小学校

第２向陽小学校建替事業

○事業地等

事業地	向日市物集女町南条地内	
建築敷地	敷地面積合計	１５，３７２㎡

○イメージ図



文部科学省所管有識者会議最終報告書「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」より

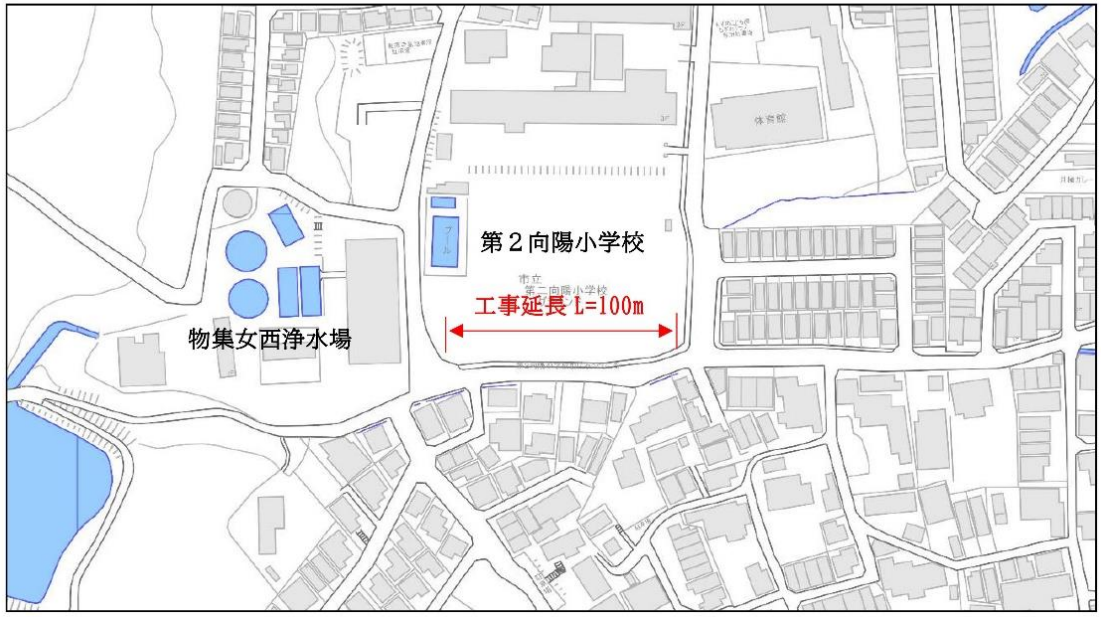


5．現在整備中・検討中の市内の公共施設

（4）第２向陽小学校

第２向陽小学校　南側道路拡幅工事

位　置　図（物集女町南条他地内）



今後片側歩道から両側歩道に拡幅するため、樹木を伐採

整備前　　：片側歩道　幅約1.5～2m
整備後（予定）：両側歩道　幅2.5m


撤去前

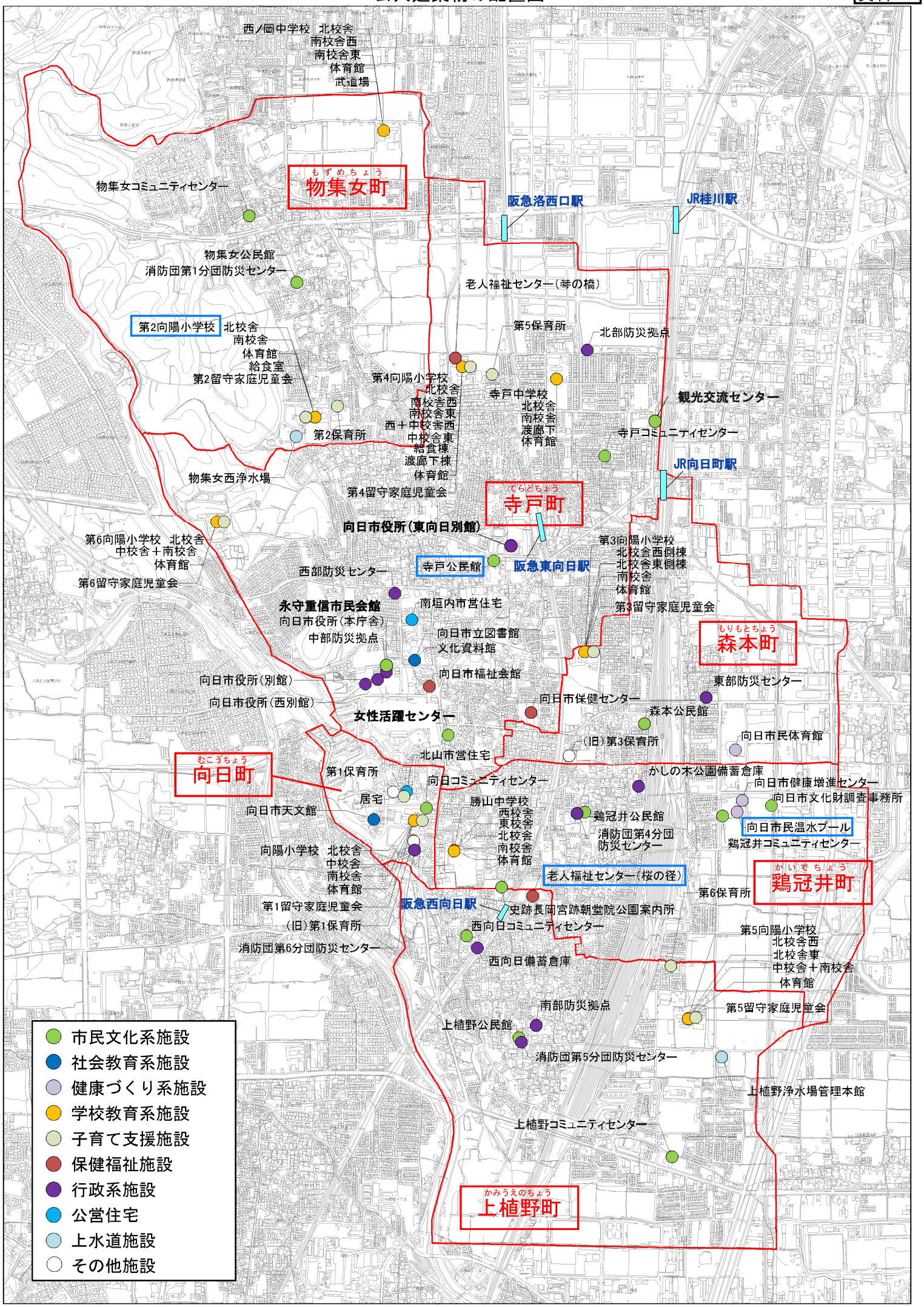

撤去後


撤去前


撤去後

公共建築物の配置図

資料４



※向日市公共施設総合管理計画から抜粋